第3次宫古島市教育大綱

宮古島市

宮古島市教育大綱

1. 大綱策定の趣旨

市長と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標及び施策展開の方針を定める。

2. 大綱の対象期間

本大綱の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

3. 基本理念

『郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性・創造性・国際性に 富む人材の育成と生涯学習の振興』を基本理念とする。

4. 目 標

基本理念に沿って次に掲げる3つを目標に施策を推進する。

- 学校・家庭・地域が一体となり、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい人材を育成する。
- ○「確かな学力」をはぐくみ、宮古島市の未来の担い手として時代に対 応できる主体性・創造性・国際性に溢れる人材を育成する。
- 市民の学習ニーズの多様化・高度化に応える生涯学習の実現を目指 す。

5. 重点施策

基本理念に基づく目標達成に向け、幼児・学校教育、社会教育、教育 行政の充実・強化の重点施策を推進する。

(1)幼児・学校教育

- ①確かな学力の向上の推進
 - ・「生きる力」を育むため、幼児教育における幼児期から児童期への子どもの発達や学びの連続性の保障、小中学校における「主体的
 - ・対話的で深い学び」の実現を図る。

②豊かな心を育む教育の推進

・宮古島市の将来を担う幼児・児童・生徒の子ども像を目指して、主体性・創造性・国際性に係る資質能力の育成を図る。

③健やかな体の育成を図る教育の推進

・生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むに資する基本

的な生活習慣の確立に向け、家庭と連携した指導の充実を図る。

④ 地域と共にある学校づくりの推進

・「より良い学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念の もと、学校と地域の連携と協働により「社会に開かれた教育課程」 の実現を図る。

⑤ 教職員の資質能力向上の推進

・教職員が、子ども達に育成すべき資質・能力を育み活力ある教育 活動を展開するため、ワーク・ライフ・バランスの実現と主体的に 学び続けていく機会の創出を図る。

⑥ 課題を抱える児童生徒の社会自立に向けた支援体制の推進

・生徒指導関連事業の継続・充実、学校及び関係機関と情報・行動 連携に取り組み、貧困やヤングケアラー、不登校等の問題を抱えて いる児童生徒等の未然防止、早期発見、早期解決を図る。

⑦ 共生社会の形成をめざしたインクルーシブ教育の推進

・多様な学びの場の提供や誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの授業、個別支援の充実により、誰一人取り残さない教育の実現 を図る。

(2)社会教育

① 社会教育及び生涯学習の推進

・「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その成果が適切に評価・活用される機会や場の創設により、市民の多様な学習ニーズを満たし、市民が高い満足度と充実感を持って社会生活が送れるような生涯学習の実現を図る。

② 青少年の健全育成

・家庭・学校・地域との情報共有や行動連携の強化により、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

③ 市立図書館活用の推進

・電子図書館の導入など、市民のニーズに応じた新たな図書館サービスに取り組み、誰でも気軽に利用でき、生涯学習や地域の課題解決に役立つ「くらしの中の図書館」の実現を図る。

④ 生涯スポーツの推進

・市民ニーズに沿った、各種スポーツ教室の開催やスポーツ施設の 計画的かつ効率的な整備に取り組み、地域の一体感や活力の醸成、 市民の心身の健康保持・増進を図る。

⑤ 競技スポーツの推進

・各競技の指導者育成の充実及び活用により、普及拡大と競技力向 上を図る。

⑥ 文化活動の充実強化

・「地域を愛する心」を育むため、若年層から高齢者まで幅広く、 市民の知的関心や要求に応えた文化活動の実施を図る。

⑦ 文化財の保存と活用

・貴重な天然記念物生息域の保護対策や文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、市民の文化財愛護思想の普及・ 高揚を図る。

⑧ 博物館活動の推進

・地域住民の学習の場及び文化活動の拠点として、史資料の収集・ 保存、調査研究、展示公開等、博物館活動としての基盤強化や、老 朽化に伴う施設の充実強化を図る。

(3)教育行政の充実・強化

- ① 教育委員会の活性化
 - ・本市の教育理念に沿った教育課題の解決に向けて、主体性のある 教育行政を展開し、教育委員会の活性化を図る。

② 総合教育会議の充実

・教育委員会と協調し、本市の教育目標の達成に向け、総合教育会議を積極的に活用し、連携強化を図る。